

① 国保税のお知らせ

国保税の賦課限度額を変更しました

国保税の後期高齢者支援金分の賦課限度額を次のとおり変更しました。令和6年度の納税通知書は7月中旬に発送する予定です。

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40歳～64歳のみ)
賦課限度額 ※1世帯の税額の上限	65万円	24万円 (令和5年度：22万円)	17万円

所得が低い世帯の国保税の軽減

世帯の被保険者全員（※擬制世帯主を含む）の所得合計が軽減判定基準額以下であれば、国保税のうち均等割額と平等割額に軽減率を乗じた金額が減額されます。所得が低い世帯の国保税の軽減措置の拡充が図られ、次のとおり軽減判定基準額が決定しました。

なお、申請の手続きは必要ありませんが、申告された前年の所得に基づき軽減されますので、未申告の被保険者（擬制世帯主を含む）がいる世帯は軽減されません。

※擬制世帯主：世帯主本人は国保の被保険者ではないが、世帯員が国保の被保険者のため、国保の各種届出や国保税の納付義務を負っている世帯主のことです。

令和6年度の軽減判定基準額は次のとおりです。

所得の合計額	43万円以下	43万円+(29.5万円×被保険者数)以下	43万円+(54.5万円×被保険者数)以下
均等割額と平等割額の軽減率	7割	5割	2割

被保険者数：擬制世帯主は含みません。同じ世帯で国民健康保険から後期高齢者医療に移行した方は含みません。

※世帯状況により、軽減判定基準額が変わる場合があります。

倒産や解雇などで職を失った方の国保税の軽減

倒産や解雇などで職を失った方（非自発的失業者）は、離職の翌日から翌年度末まで前年の給与所得を3割に減額して所得割、軽減判定基準額を計算し、在職時と同程度の保険税負担で医療保険に加入することができるよう保険税の負担を軽減できます。対象となる方は、市民課国保係に申請してください。

■申し込み・問い合わせ／国民健康保険税について 税務課市民税係 ☎088-880-6554
国民健康保険の資格・保険給付・非自発的失業者の保険税の軽減について 市民課国保係 ☎088-880-6555

① シリーズ国営ほ場整備 ③9

下島、能間(大埦甲)工区の工事が完了しました



令和4年度から始まった下島、能間工区（一部を除く）の整備が完了し、令和6年度から営農できるようになりました。

また、浜改田西部工区では鑄野川北のエリアが完成し、流通団地東のエリアは引き続き工事を進めています。

令和6年度は浜改田西部工区の後川北のエリアと新たに堀ノ内工区の西側の着手を予定しています。その他の工区については順次設計作業や工事着手に向けて準備を進めていきます。

■問い合わせ／農地整備課 ☎088-880-6586

① マイナ保険証の登録、お済みですか？

国民健康保険・後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

被保険者証とマイナンバーカードが原則一体化されるため、現在の被保険者証（紙）は令和6年12月2日に廃止となります。廃止日時点でお手元にある有効な被保険者証（紙）は**令和7年7月31日まで**利用できますが、マイナンバーカード被保険者証として利用するための登録（マイナ保険証）がお済みでない方は、お早めにご準備ください。

登録はこちらから

①マイナポータル(スマホ・PC)

※操作方法など不明な点があれば
市民課市民係でご説明します。

②セブン銀行ATM

③医療機関・薬局

■注意事項／令和6年12月2日以降は、被保険者証（紙）の新規交付・再交付はできなくなります。また、マイナ保険証をお持ちでない方、紛失された方は、市役所での申請により被保険者資格を確認できる「資格確認書」を交付しますので受診される医療機関にご提示ください。

■問い合わせ／国民健康保険の方 市民課国保係 ☎088-880-6555
(上記以外の保険の方はご加入の医療保険にお問い合わせください。)
後期高齢者医療保険の方 長寿支援課いきいき長寿係 ☎088-880-6556

① 後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

①保険料の納付

令和6年度の「後期高齢者医療保険料額決定通知書」は7月中旬にお送りします。年金からの天引きでなく、口座振替も申請されていない普通徴収の方は、納付書払いで納期限までの納入をお願いします。

②被保険者証の更新

8月から被保険者証が変わります。新しい被保険者証（茶色）は7月末にお送りします。

③一部負担金の割合変更

毎年8月1日現在の世帯と前年中の所得状況をもとに、医療費の自己負担割合（1割・2割・3割）の見直しを行います。その後も毎月1日現在で見直しを行います。

ご自身の負担割合は、新しい被保険者証でご確認ください。

④限度額適用・標準負担額減額認定証（1割負担の方）

住民税非課税世帯の方は、入院や高額な外来医療を受けるとき、医療機関や薬局へ被保険者証と一緒に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することにより、医療費の自己負担額や入院時の食費などが軽減されます。

⑤限度額適用認定証（3割負担の方）

住民税課税所得145万円以上690万円未満の方は、被保険者証と一緒に「限度額適用認定証」を提示することにより、医療費の自己負担額が軽減されます。

・④⑤のいずれかの証をお持ちで8月以降も対象となる方には、7月末に新しい証をお送りします。

・新たに申請される方は、被保険者証を持参して手続きをお願いします。

■問い合わせ／長寿支援課いきいき長寿係 ☎088-880-6556